価格・物価高騰緊急支援）についてのお知らせ

②　原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業について

　新型コロナウイルスの感染症の影響に加え、原油価格の高騰が事業者の経営を圧迫しているなかで、燃料コストの価格転嫁が困難な町内の運送事業者などが所有する車両などに応じ、事業継続および安定化を図ることを目的に支援金を給付いたします。

≪事業概要≫

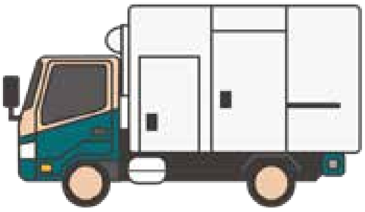

1．給付対象者

・商工会会員もしくは会員登録を予定する者
・中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者
・町内に事業所を有する法人又は個人事業者
・町内で今後も事業を継続する意思のある運送事業者、産業廃棄物収集事業者、建設事業者で、当該事業に必要な許可または認可を有する者

2．対象事業・支給金額

【対象事業】

　令和４年10月１日現在、事業の用に供するために事業対象者が所有し、かつ、幌延町内を本拠に使用する運送事業、産業廃棄物収集事業および建設事業車両で、事業用資産として資産台帳等などに登載されている車両

【支給額】

●運送事業者「車両」
①貨物自動車運送事業（大型）　40,000円/台
②貨物自動車運送事業（中型）　25,000円/台
③貨物自動車運送事業（小型）　15,000円/台
④貨物自動車運送事業（軽貨物）15,000円/台
⑤旅客自動車運送事業　25,000円/台

●産業廃棄物収集事業者、建設業者「重機」１～３に該当するもの 15,000円/台
①車両系（３ｔ以上とし、車両運搬車およびユニックなど）
②機械系（ナンバーを有する車両）ホイルローダーなど
③機械系（ナンバーを有しない車両）バックホー、ブルドーザーなど
※ 「重機」とは、主に土木、建設、運搬作業に用いるクレーンやブルドーザー等の大型機械。一般的に「建設機械」とも呼ばれ、公道を走行するダンプ、トラックも含む。
※ 複数の用途に供する車両については、主たる用途に応じ、支援金の額を決定する。

3．申請方法

所定の申請書に証拠書類を添付し、幌延町商工会へ提出

4．申請期限

令和４年10月１日～令和５年１月31日まで
必要書類などの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

電話・告知端末機　5-1428